

預託等取引に関する法律に基づく処分の基準について

標記について、預託等取引に関する法律（昭和 61 年法律第 62 号。以下「法」という。）に基づく処分に関し、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の規定による申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の基準は、下記のとおりとする。

記

1. 申請に対する処分の審査基準

法第 9 条第 1 項の確認（同条第 2 項の確認の更新を含む。2 において同じ。）、第 12 条第 1 項の変更の確認及び第 14 条第 2 項の確認については、法の規定及び預託等取引に関する法律施行規則（令和 4 年内閣府令第 1 号）の規定を審査基準とし、法の趣旨に照らして審査を行う。

2. 標準処理期間

法第 9 条第 1 項の確認、第 12 条第 1 項の変更の確認及び第 14 条第 2 項の確認の申請を受け付けてから当該申請に対する処分をするまでに要する期間については、特段の事由が存在しない限り、90 日とする。

3. 不利益処分の基準

(1) 確認の取消しの処分基準

法第 13 条及び第 16 条第 1 項の規定による確認の取消しについては、これらの規定を処分基準とする。

(2) 取引停止命令等の処分基準

法第 19 条第 1 項の規定による預託等取引の停止等については、同項に規定する処分基準のほか、法違反行為の悪質性及び被害の状況等を考慮した上で、命ずるものとする。

(3) 業務禁止命令の処分基準

ア. 個人の場合

法第 20 条第 1 項の規定による業務の禁止については、同項に規定する処分基準のほか、法第 19 条第 1 項の規定により預託等取引の停止を命ずる個人が当該停止を命ずる範囲の預託等取引に係る業務を営む法人の当該業務を担当

する役員となる可能性等を考慮した上で、命ずるものとする。

イ．法人の役員等の場合

法第 20 条第 2 項の規定による業務の禁止については、同項に規定する処分基準のほか、法第 19 条第 1 項の規定により預託等取引の停止を命ずる範囲の預託等取引に係る業務の遂行に主導的な役割を果たしている者が当該業務を新たに開始する可能性及び当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となる可能性等を考慮した上で、命ずるものとする。

(4) 特定関係法人等における業務停止命令の処分基準

ア．個人の場合

法第 21 条第 1 項の規定による業務の停止については、同項に規定する処分基準のほか、法第 19 条第 1 項の規定により預託等取引の停止を命ずる個人が特定関係法人において行っている業務の当該特定関係法人における重要性及び当該業務の将来の拡大の可能性等を考慮した上で、命ずるものとする。

イ．法人の役員等の場合

法第 21 条第 2 項の規定による業務の停止については、同項に規定する処分基準のほか、法第 20 条第 2 項の規定により預託等取引の禁止を命ずる役員等が特定関係法人において行っている業務の当該特定関係法人における重要性及び当該業務の将来の拡大の可能性等を考慮した上で、命ずるものとする。また、同条第 3 項の規定による業務の停止については、同項に規定する処分基準のほか、当該役員等が自ら預託等取引業者として行っている業務の将来の拡大の可能性等を考慮した上で、命ずるものとする。

以上